

企業組合

制度活用のススメ

～知っていますか？連携の新たなカタチ～

仲間とともに
創業できる！

認可法人としての
高い信用力！

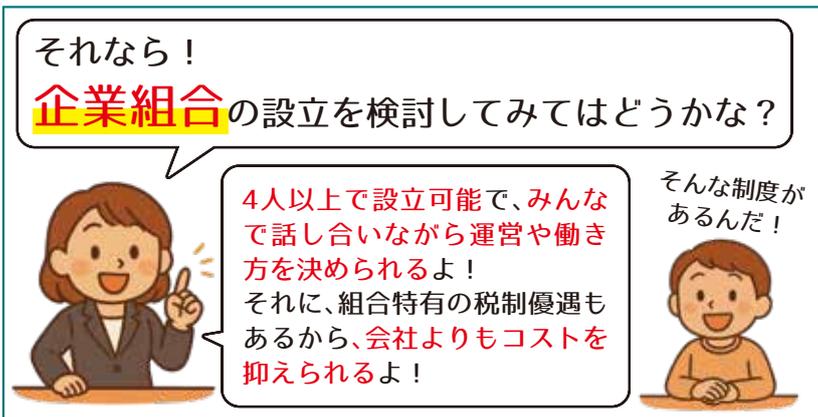
多様な立場の人が
平等に発言できる！

将来的に株式会社への
組織変更も可能！



創業・起業には…株式会社・合同会社・NPO法人のほかに
「企業組合」をぜひご検討ください！

鹿児島県中小企業団体中央会

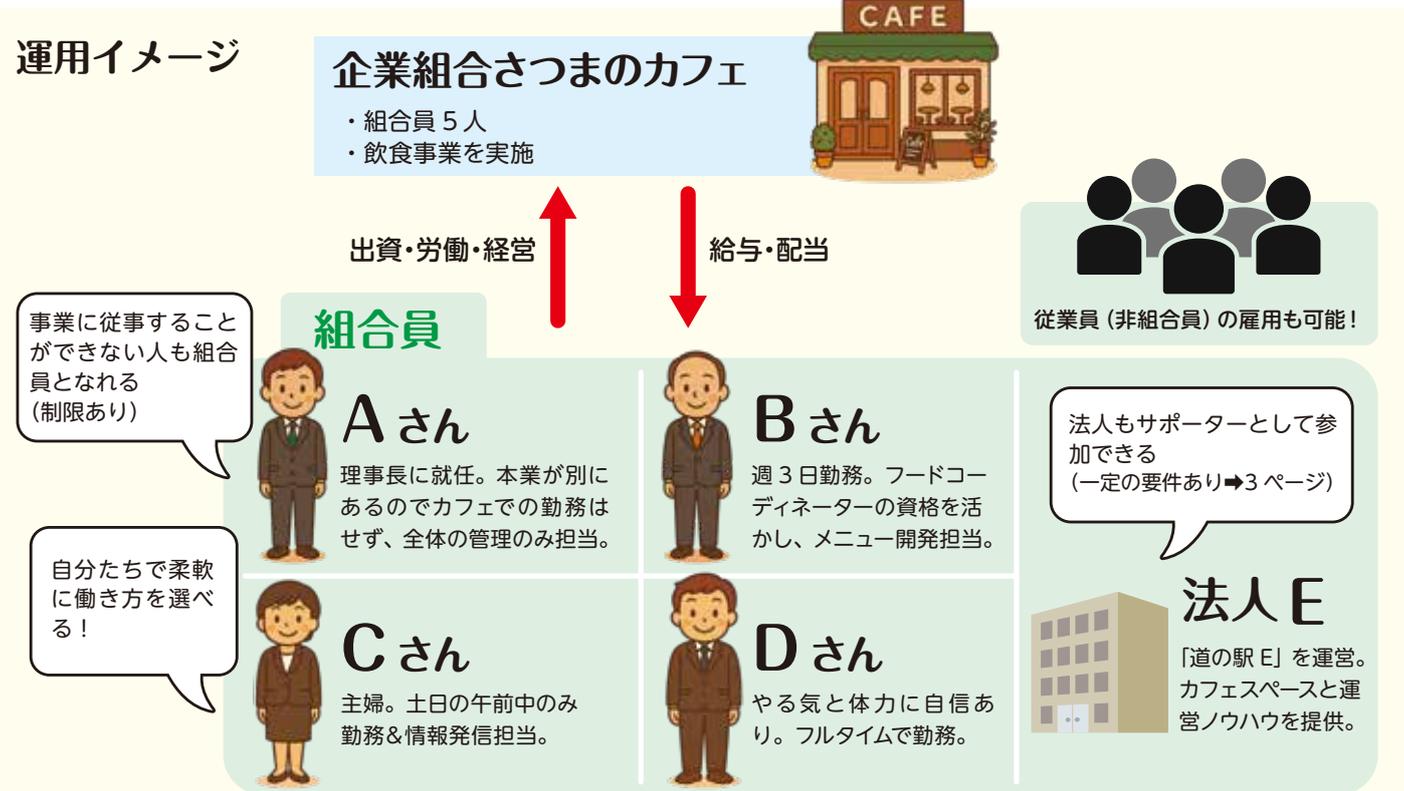


「企業組合」とは

企業組合は、個人の創業と働く場の確保を応援する制度です

フリーランスや働きたい人たちが4人以上集まり、互いの資本や労働力を集約させ一つの企業体のように事業活動を行う組合です。

事業者に限らず、主婦や学生などさまざまな立場の人が組合員として加入することができ、行う事業が限定されないため、**小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や安定した自らの働く場を確保するのに適しています。**



企業組合のメリット

① 議決権・選挙権が平等

出資の多寡に関わらず、組合員は全員「1人1票」。対等な関係のため、組合運営における透明性・公平性が保たれやすいです。

勤務形態や労働時間、給料なども話し合いで決めることができます。

③ 税制優遇あり

組合の設立や、代表理事の変更登記など法律に基づく登記の際の登録免許税や、組合・組合員間で発行される受取書に対する印紙税が非課税になるなど、会社には適用されない税制上の優遇を受けることができます。

⑤ 法人も組合員になれる

組合事業をサポートする法人・任意グループも「特定組合員」として加入でき、出資による資本強化や経営資源の活用による事業の活性化等が図れます。※特定組合員数は総組合員数の1/4以下に制限される他、設立発起人や理事にはなれません。

⑦ 出資と勤労の両立ができる

組合員は組合の従業員ではありませんが、事業従事による所得は給与所得となり、社会保険や労働保険の適用については原則として勤労者と同等の取り扱いを受けられます。

一方で、出資配当の他、従事の度合いに応じて従事分量配当を受けることができます。

留意点

① 行政庁認可法人としての運用ルール

行政庁の認可法人のため、毎年決算関係書類の提出や都度役員変更届等を提出する必要がある他、定款を変更する際には行政庁の認可が必要です。※中央会がサポートします！

③ 1 組合員の出資制限あり

平等の原則を保持するため、1 組合員の出資口数は出資総口数の1/4までという制限があります。例えば、出資総口数の半分を1人の組合員が出すことはできません。

② 行政庁認可法人としての信用力

設立には行政庁の認可が必要なため、設立直後から高い信用力があり、各種補助金や融資等を受けられる可能性があります。

また、任意グループと違って財産や権利等を法人名義で契約・登記できます。

④ 営利を追求できる

定款に規定すれば事業内容の制約はありません。コンサルタントやシステム開発等の知識や技能を活かした事業、地域食堂や保育園、介護施設等の地域に溶け込んだコミュニティビジネスなど、可能性は無限大！

⑥ 株式会社への組織変更が可能

将来的に事業規模が拡大した場合、組合を解散することなく株式会社へ組織変更が可能で、組合に蓄積された経営資源や事業実績等をそのまま会社に移行させることができます。

⑧ 中央会の支援を受けられる

中央会は組合支援の専門機関です。設立のご相談・事業計画の策定・設立書類の作成サポートから始まり、設立後も事業運営や行政庁の書類提出、補助金の申請など手厚くサポートします。(設立後は中央会へぜひご入会ください)

② 従事する組合員に制限あり

組合員の1/2以上は組合事業に従事しなければなりません。また、事業従事者の1/3以上は組合員である必要があります。

④ 個人事業主は競業禁止に注意

個人事業主が組合員の場合、総会の承認を得た場合を除き、組合事業と自身で行う事業との競業が禁止されています。

ほんとにいろんな事業ができるんだね！
イメージわいてきたかも！



古民家活用

田舎の広い土地と古民家を活かして介護サービス事業を複数展開し、地域の雇用を創出するとともに地域の高齢者に喜ばれるサービス提供を実現している。

観光地の情報発信

キャンプ場等の管理・運営を行い、地域振興の一翼を担っている。これまでパンフレットやチラシのみしか情報発信をしていなかった観光地について、組合ホームページの立ち上げ及び予約システムの導入を進め、利用者増加に寄与している。

任意団体法人化

地域の農家女性 8 人が、高品質安定生産の多種多様な果物づくりで経営安定化を図り、地域活性化の原動力のひとつとして「農産加工グループ」を立ち上げ、地域農産品を利用した加工・販売に取り組んだ。さらに活動の場を広げるため企業組合の設立に至った。

地元食材ブランド化

地元で獲れる魚のブランド化による地域活性化を目指して企業組合を設立。現在は、様々な魚種の「漬け丼」シリーズを開発することにより大きく売上げを伸ばしている。

高齢者雇用

高齢化が進むにつれ配送業務が体力的に厳しくなっていくなかで、業務に携われない組合員が就業機会を失うことのないよう、また組合活動に引き続き携わっていただけるよう新たな事業を模索し、養蜂事業を開始した。

移住者雇用

キャンプ場や道の駅の管理・運営を通し、町の地域振興に取り組んでいる。また、地域おこし協力隊として移住した若者に、任期終了後も身延町に留まり活動を続けてもらうための“雇用の受け皿的機能”を発揮するなど、当該組合は観光資源を活用した地域興しの“核”となる存在になりつつある。

地域団体との連携

Web制作、セールスプロモーションツールの企画制作、シナの花を原料とするコスメ商品の販売などを通じて、「地域をデザインする」事業を展開している。地域の企業や諸団体および NPO 法人などと密接な協力関係を築き、信頼を高めている。

大学との連携

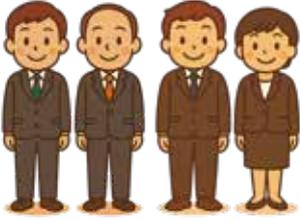
農薬を使わない高品質なヨモギを特産品として栽培している。地域の課題であった遊休農地の解消とともに、大学と連携してヨモギの大量生産とヨモギパウダーなどの製品化に成功した。

企業組合設立の流れ

中央会が最初からしっかりサポートしてくれるよ！
とにかくまずは相談してみよう！



1 設立発起人の選定



発起人 4人以上必要

2 プランニング



やりたいこと・できることを整理し、書類に落とし込む

3 事前協議



所管行政庁による事前ヒアリング

6 設立認可



行政庁から認可書が届きます

5 設立認可申請



定款や事業計画等を所管行政庁に提出

4 創立総会・理事会



定款や事業計画、役員等について決議する

7 組合設立登記



出資の払込み完了後、法務局で登記手続き

8 組合成立

おめでとう！



登記完了したら、いよいよ事業開始！

ありがとう！
ほんとに設立できちゃった！



組合設立までに想定される費用

以下のような費用は創立費として、創立総会で承認を受けます。発起人が立て替えるか組合員予定者からの預り金等で支出し、組合成立後、出資金より精算してください。

- 事務用品費（代表理事印、銀行印、ゴム印等）
- 印刷費（設立認可申請書作成費等）
- 通信費（創立総会通知文書等）
- 創立総会開催費用 等

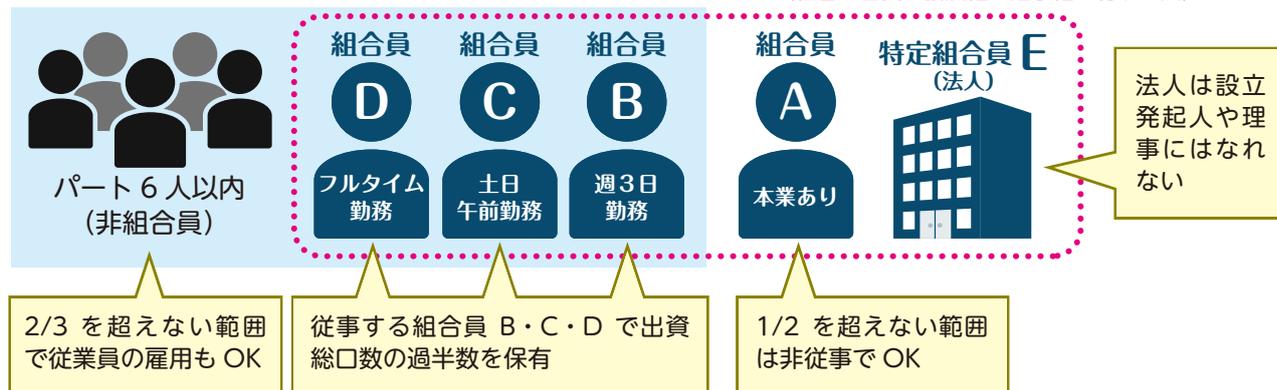
株式会社のような定款認証、登記の際の登録免許税等がかからないので、低コストで事業を開始できます！



組合員についてのルール

■運用イメージ

企業組合さつまのカフェ(組合員5人)



組合員比率	組合の事業に従事する者の 1/3 以上は、組合員である必要があります。範囲内であれば、組合員とならない従業員を雇用することができます。
出資比率	組合の出資総口数の過半数は、従事組合員が保有する必要があります。*
従事比率	組合員（特定組合員を除く）の 1/2 以上は、従事組合員（組合員であって組合の事業に従事する者）となる必要があります。つまり、組合の事業活動に賛同しながらも、様々な理由で事業に従事することができない方も組合員となれます。
組合員資格	個人（学生や主婦、会社員、会社を退職した方、個人事業者等）及び法人等が組合員になることができます。ただし、法人等は「特定組合員」と呼ばれ、総組合員の 1/4 以下に制限されているほか、設立発起人や理事にはなれません。

*企業組合の「従事」とは、勤労者としては組合の事業にのみ携わることを行い、主婦のように生活の一定部分を主婦として過ごしていても、対価を受け取る勤労の対象が専ら企業組合であれば従事とみなします。

■組合員の持つ権利と義務を押さえておきましょう

組合員の権利	組合員の義務
<ul style="list-style-type: none"> ●剰余金の配当請求権 出資配当（年2割以内）と従事分量配当があります。 ●持分の払い戻し請求権 組合員が組合を脱退したときは、その持分の払い戻しを請求することができます。 ●議決権、選挙権 組合員は各々1票の議決権及び役員選挙権を有します。 ●役員改選請求権 	<ul style="list-style-type: none"> ●出資義務 組合員は必ず出資を1口以上有しなければなりません。 ●組合員の責任 組合員の責任はその出資額を限度とする間接・有限責任です。 ●定款、規約及び総会の決定に従う義務 定款、規約は組合の自治規定であり、総会の決議は組合員の総意なので、組合員はこれを守る義務があります。

■組合への加入・脱退は原則自由です

加入	脱退
<p>組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより組合の承諾（理事会での決議が必要）を得た後、出資金の払込みを終了した時に組合員となります。</p>	<p>事業年度末の90日前までに予告し、事業年度末で脱退となります。（死亡等の法定脱退は直ちに脱退） なお、持分は通常総会で決算関係書類の承認を得た後に払い戻します。</p>

他の法人との比較

		株式会社	NPO 法人	企業組合
根拠法		会社法	特定非営利活動促進法	中小企業等協同組合法
目的		利益追求	公益の増進 (非営利目的)	組合員の働く場の確保、 経営の合理化
事業		定款に掲げる事業	20 分野の特定非営利活動 による公益の増進	定款に掲げる事業
設立要件		資本金 1 円以上 1 人以上	10 人以上の社員	出資金 4 人以上の個人
行政の認可		不要	不要 (認証は必要)	必要
設立経費	公証人による 定款認証	必要 (手数料 3 ~ 5 万円) + 印紙代 4 万円	不要 (所轄庁の認証は必要)	不要 (所管行政庁の認可は必要)
	登録免許税	最低 15 万円	非課税	非課税
法人税		法人課税	原則非課税 (収益事業は課税)	法人課税
出資の必要		必要 (1 株主あたりの制限なし)	不要 (出資持分が存在しない)	必要 (原則 1 組合員あたり 25/100 以内までの制限あり)
議決権		出資別 (1 株 1 票)	平等 (1 人 1 票)	出資額にかかわらず平等 (1 人 1 票)
配当		出資配当	できない	従事分量及び 2 割までの 出資配当
責任		有限責任	出資しないため責任なし	有限責任
加入資格		無制限	原則自由加入	自由加入 (法人は総組合員の 1/4 以内)
任意脱退		株式の譲渡による	自由	自由



いよいよ事業開始だ！ワクワクするけど…
うまく運営できるかな？

大丈夫！設立後も中央会が相談に乗って
くれるよ！
分からないことがあれば、まずは相談し
てみよう！



それなら安心かも！

鹿児島県中小企業団体中央会とは

中小企業等協同組合法に基づき、中小企業者が集まって組織する企業組合や事業協同組合をはじめとする連携組織を支援する専門機関で、公益性の高い特別法人です。

組合の設立・運営支援や中小企業が抱える様々な課題解決のため、国や県等と密接に連携しながら、幅広い支援活動を展開しています。



組織化支援の 主な内容

- 事業協同組合等の組合設立や運営を支援
- 任意グループ等の連携組織の結成や運営の支援
- マッチングの促進支援

組合の設立・運営に関するご相談は中央会へ！

ご相談は無料です！
お気軽にご相談ください

☎ 099-222-9258

✉ info@satsuma.or.jp



設立前から

- 設立関係書類等の作成支援
- 事前協議をはじめとする所管行政庁との調整

設立後も

- 運営や会計に関するアドバイス
- 講習会の開催・各種補助金申請支援

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0853

鹿児島市城山町1番24号

鹿児島県中小企業会館2F

TEL : 099-222-9258

FAX : 099-225-2904

URL : <https://www.satsuma.or.jp>

Email : info@satsuma.or.jp

